

令和8年度 グリーン調達計画



[目次]

1	目的	・・・1
2	特定調達物品及び判断基準等	・・・1
3	適合状況の確認	・・・1
4	適正量の購入	・・・1
5	報告	・・・1
6	その他	・・・1
7	令和8年度グリーン調達 特定調達物品一覧	・・・2
8	特定調達物品及び判断基準等	・・・3～18

令和8年4月

春日井市環境部環境政策課

1 目的

この計画は、「春日井市環境物品等の調達に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、率先して環境物品等の調達の推進を図るため、春日井市が調達する物品等に関する計画を策定し、積極的に環境物品等への需用の転換を図ることを目的とする。

2 特定調達物品及び判断基準等

- (1) 令和8年度の特定調達物品（重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）における品目及び判断基準等は「特定調達物品及び判断基準等」（P3～16）のとおりとし、指定された品目について「判断基準」を満たすものを調達すること。
- (2) 適合品が確認できない場合または品質、性能等により適合商品を選択することが不可能な場合はこの限りでない。
また、指定されていない品目については、基本方針に従って調達するものとする。

3 適合状況の確認

特定調達物品を調達する際は、カタログの **グリーン購入適合商品**、**グリーン購入法** 等の表示を参考にしてください。

また、次の表を参考にする他、判定が難しい場合はメーカー又は取扱事業者等へ確認すること。

種類	情報の内容	入手先
エコ商品ネット（グリーン購入ネットワーク作成）	グリーン購入ネットワーク（GPN）の購入ガイドラインに即した項目に関する環境情報	GPN ホームページ
エコマーク商品カタログ	エコマーク認定ポイント	エコマーク商品総合情報サイト

4 適正量の購入

本計画に適合する物品を購入する場合であっても、在庫数の把握や使用方法及び使用量の見直し等により、適正な量を調達するよう努めること。

5 報告

各課等において常に調達状況を確認するとともに、調達の状況を1年間に1回報告書により環境政策課へ報告すること。

なお、リース及びレンタル契約に関しては、新たに機器を調達する場合及び機種を変更する場合について報告するものとする。

6 その他

(1) 協力要請

各課等は、物品等を納入する業者が自動車を使用する場合は、本計画で定められた自動車を利用するとともに、アイドリングストップ等を行うなど、環境に配慮した取組を行うよう協力を要請するものとする。

(2) 理由

基本方針及びこの調達計画に適合しない物品を調達するときは、その理由を明確に説明できるようにすること。

7 令和8年度グリーン調達 特定調達物品一覧

分野・分類	No.	品目	単位	掲載頁	分野・分類	No.	品目	単位	掲載頁
(1)紙類	1	コピー用紙	枚	3	(2)文具類	39	クリアーファイル	点	6
	2	フォーム用紙	枚	3		40	バインダー	点	7
	3	塗工されていない印刷用紙	枚	3		41	つづりひも	点	7
	4	塗工されている印刷用紙	枚	3		42	事務用封筒(紙製)	枚数	8
	5	トイレトペーパー	巻数	3		43	窓付き封筒(紙製)	枚数	8
(2)文具類	6	シャープペンシル	点	4		44	ノート	点	8
	7	シャープペンシル替芯	点	4		45	パンチラベル	点	8
	8	ボールペン	点	5		46	タックラベル インデックスラベル	点	8
	9	マーキングペン(蛍光ペン)	点	5		47	付箋紙	点	8
	10	鉛筆	点	5		48	テープ印字機等用力セット	点	8
	11	スタンプ台	点	5	49	テープ印字機等用テープ	点	8	
	12	朱肉	点	5	50	チョーク	点	8	
	13	ゴム印	点	5	(3)画像機器等	51	コピー機	台	9
	14	回転ゴム印	点	5		52	複合機	台	9
	15	定規	点	5		53	プリンタ	台	10
	16	消しゴム	点	5		54	プリンタ複合機	台	10
	17	ステープラー(汎用型)	点	5		55	ファクシミリ	台	10
	18	ステープラー(汎用型以外)	点	5		56	スキャナ	台	10
	19	ステープラー針リムーバー	点	5		57	トナーカートリッジ	個	10
	20	連射式クリップ(本体)	点	5		58	インクカートリッジ	個	11
	21	事務用修正具(テープ)	点	5	(4)電子計算機等	59	電子計算機(パソコン)	台	11
	22	事務用修正具(液状)	点	5		60	ディスプレイ	台	12
	23	クラフトテープ	点	5		61	記録用メディア	個	12
	24	布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む)	点	5	(5)オフィス機器等	62	電子式卓上計算機	点	13
	25	両面粘着紙テープ	点	5	(6)照明	63	電球形LEDランプ	点	13
	26	製本テープ	点	5	(7)自動車	64	乗用車	点	14
	27	はさみ	点	5		65	小型バス	点	14
	28	パンチ(手動)	点	6		66	小型貨物車	点	14
	29	紙めくりクリーム	点	6		67	バス等	点	14
	30	鉛筆削(手動)	点	6		68	トラック等	点	14
	31	メディアケース	点	6		(8)消火器	69	消火器	点
	32	マウスパッド	点	6	(9)作業服類	70	作業服	着数	16
	33	カッターナイフ	点	6		71	作業手袋	組数	17
	34	デスクマット	点	6	(10)災害備蓄用品	72	災害備蓄用飲料水	本	17
	35	のり(液状)(補充用を含む)	点	6		73	アルファ化米	個	18
	36	のり(固形)(補充用を含む)	点	6		74	保存パン	個	18
	37	ファイル	点	6		75	乾パン	個	18
	38	クリアーフォルダー	点	6	(11)ごみ袋等	76	プラスチック製ごみ袋	枚数	18

8 特定調達物品及び判断基準等

<p>定義 【判断基準】：本計画に適合する物品の要件であり、指定した品目について判断基準を満たすものを調達すること。</p> <p><基準値1>：2段階の判断基準を設定している場合、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準。</p> <p><基準値2>：2段階の判断基準を設定している場合、調達を行う最低限の基準。</p> <p>【配慮事項】：本計画に適合する物品の要件ではないが、配慮することが望ましい事項。</p>
--

(1) 紙類※1

No.	品目	判断基準・配慮事項
1	コピー用紙	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料のパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
2	フォーム用紙	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率 70%以上かつ白色度 70%以下であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
3	塗工されていない印刷用紙※2	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合評価値（※3）80 以上であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
4	塗工されている印刷用紙※4	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合評価値（※3）80 以上であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
5	トイレットペーパー	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率 100%であること。 エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易

	<p>さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>・製品の長尺化及び狭幅化が図られていること。</p>
--	---

- ※1 本項の対象となる紙類について、ノーカーボン紙、裏カーボン印刷の連続用紙、OCR用紙、圧着はがき、はがきは除く。
- ※2 塗工されていない印刷用紙とは、各課等が調達した用紙で表面に塗工（表面に塗料が塗布された美感や平滑さを高めた紙）処理がされていない用紙をいう。
- ※3 総合評価値とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料のパルプ配合率及び、白色度または塗工量を算定式により算出し、一定以上のポイントを獲得した製品を適合品とみなす考え方。
総合評価値及びその内訳は製品に記載されている。ただし、製品にその内訳が記載されていない場合は、ウェブサイト等で確認すること。
- ※4 塗工されている印刷用紙とは、各課等が調達した用紙で表面に塗工（表面に塗料が塗布された美感や平滑さを高めた紙）処理がされている用紙で、ポスターなどに用いられるものをいう。

(2) 文具類

No.	品目	判断基準・配慮事項
	文具類共通	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①グリーン購入法適合物品であること。</p> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック（※1）又はバイオマスプラスチック（※2）であって環境負荷低減効果が確認されたもの（※3）が可能なかぎり使用されていること。 ・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 <p>注）文具類に定める特定調達物品については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の品目については、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ上記の判断の基準を適用する。</p>
6	シャープペンシル	<p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残芯が可能な限り少ないこと。
7	シャープペンシル替芯	(判断基準は容器に適用)

No.	品 目	判断基準・配慮事項
8	ボールペン	【判断基準】 ●文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ芯が交換できること。
9	マーキングペン (蛍光ペン)	[配慮事項] ・消耗品が交換又は補充できること。
10	鉛筆	
11	スタンプ台	[配慮事項] ・インク又は液が補充できること。
12	朱肉	[配慮事項] ・インク又は液が補充できること。
13	ゴム印	
14	回転ゴム印	
15	定規	
16	消しゴム	(判断基準は巻紙《スリーブ》又はケースに適用)
17	ステープラー (汎用型)	[配慮事項] ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
18	ステープラー (汎用型以外)	[配慮事項] ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
19	ステープラー針リ ムーバー	[配慮事項] ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
20	連射式クリップ (本体)	
21	事務用修正具 (テープ)	[配慮事項] ・消耗品が交換できること。
22	事務用修正具 (液状)	(判断基準は容器に適用)
23	クラフトテープ	[配慮事項] ・粘着剤が水または弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
24	布粘着テープ (プラスチック製クロ ステープを含む。)	
25	両面粘着紙テープ	
26	製本テープ	(判断基準はテープ基材に適用)
27	はさみ	[配慮事項] ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工

No.	品 目	判断基準・配慮事項
		夫がなされていること。
28	パンチ（手動）	
29	紙めくりクリーム	（判断基準は容器に適用）
30	鉛筆削（手動）	<p>〔配慮事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
31	メディアケース ※4	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料（※5）からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②CD、DVD及びBD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
32	マウスパッド	
33	カッターナイフ	
34	デスクマット	
35	のり（液状） （補充用を含む）	<p>（判断基準は容器に適用）</p> <p>〔配慮事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容物が補充できること。
36	のり（固形） （補充用を含む）	<p>（判断基準は容器・ケースに適用）</p> <p>〔配慮事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品が交換できること。
37	ファイル （クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く。）	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。 <p>〔配慮事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄ができる構造になっていること。
38	クリアーホルダー	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ア. 認定プラスチック使用製品（※6）であること。 イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されてい
39	クリアーファイル	

No.	品 目	判断基準・配慮事項
		<p>ること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</p> <p>②金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。</p> <p>③上記①及び②以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>[配慮事項]</p> <p>・表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄ができる構造になっていること。</p>
40	バインダー※7	<p>【判断基準】</p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p> <p>ア. 認定プラスチック使用製品であること。</p> <p>イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。</p> <p>②金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。</p> <p>③上記①及び②以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>[配慮事項]</p> <p>・表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄ができる構造になっていること。</p>
41	つづりひも	<p>【判断基準】</p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率70%以上であること。</p> <p>②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上を使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料から</p>

No.	品 目	判断基準・配慮事項
		なる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。 ③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
42	事務用封筒 (紙製)	【判断基準】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率40%以上であること。
43	窓付き封筒 (紙製)	【判断基準】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率40%以上であること(窓部分に紙を使用している場合は、窓部分には適用しない。) ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
44	ノート	【判断基準】 ●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率70%以上であること。
45	パンチラベル	[配慮事項] ・粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
46	タックラベル インデックスラベル	[配慮事項] ・粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
47	付箋紙	[配慮事項] ・粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
48	テープ印字機等用 カセット	
49	テープ印字機等用 テープ	
50	チョーク	【判断基準】 ●再生材料が10%以上使用されていること。

※1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

※2 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。

※3 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷

についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

※4 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD 及び BD 用とする。

※5 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

※6 「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第8条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品をいう。

※7 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。

(3) 画像機器等

No.	品目	判断基準・配慮事項
51	コピー機	<p>【判断基準】</p> <p>○次のとおり要件を満たすこと。</p> <p><基準値1> 下記の①～⑥の要件を満たすこと。</p> <p><基準値2> 下記の②～⑥の要件を満たすこと。</p> <p>①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>②特定の化学物質（※2）が含有率基準値（※3）を超えないこと</p> <p>③使用済製品の回収及び部品の再利用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>④少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。</p> <p>⑤特定調達物品に該当する用紙を使用可能であること。</p> <p>⑥国際エネルギースタープログラム適合品であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ・分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
52	複合機※1	

No.	品 目	判断基準・配慮事項
53 54	プリンタ プリンタ複合機※ 4	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ・分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
55 56	ファクシミリ スキャナ	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
57	トナーカートリッジ	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済みトナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルシステムがあること。 ・回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の60%以上であること。 ・回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済全体質量（トナーを除く。）の95%以上であること。 ・回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ・トナーの化学安全性が確認されていること。 ・感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 ・特定調達物品に該当する用紙を使用可能であること。 <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

No.	品目	判断基準・配慮事項
58	インクカートリッジ	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ・回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インク除く。）の40%以上であること。 ・回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（インク除く。）の95%以上であること。 ・回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ・インクの化学安全性が確認されていること。 ・特定調達物品に該当する用紙を使用可能であること。 <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※1 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。

※2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。

※3 特定の化学物質の含有量基準値については、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。

※4 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。

（4）電子計算機等

No.	品目	判断基準・配慮事項
59	電子計算機 (パソコン)	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率について国際エネルギースタープログラム基準又は省エネ法トップランナー基準を満たすこと。 ・筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。

No.	品 目	判断基準・配慮事項
		<p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・製品とともに提供されるマニュアルやリカバリ CD 等の付属品が可能な限り削減されていること。
60	ディスプレイ	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースタープログラム適合品であること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
61	記録用メディア ※1	<p>(判断基準はケースに適用)</p> <p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。 ②厚さ 5 mm 程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあっては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12 cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE とする。

(5) オフィス機器等

No.	品目	判断基準・配慮事項
62	電子式卓上計算機 ※1	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ・再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※1 判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。

(6) 照明

No.	品目	判断基準・配慮事項																							
63	電球形 LED ランプ ※1	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 以下の表の要件を満たすこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">光源色</th> <th colspan="2">ランプ効率</th> <th rowspan="2">演色性 (Ra)</th> <th rowspan="2">定格寿命</th> </tr> <tr> <th>E26/E17 口金 GX53 口金</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td> <td rowspan="3">110.0 lm/W 以上</td> <td rowspan="3">80 lm/W 以上</td> <td rowspan="5">Ra70 以上</td> <td rowspan="5">40,000 時間以上</td> </tr> <tr> <td>昼白色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> <td rowspan="2">98.6 lm/W 以上</td> <td rowspan="2">70 lm/W 以上</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> </tr> <tr> <td>ビーム開き 90度未満の 反射形</td> <td>-</td> <td>50 lm/W 以上</td> <td>Ra70 以上</td> <td>30,000 時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ・ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 	光源色	ランプ効率		演色性 (Ra)	定格寿命	E26/E17 口金 GX53 口金	左記以外	昼光色	110.0 lm/W 以上	80 lm/W 以上	Ra70 以上	40,000 時間以上	昼白色	白色	温白色	98.6 lm/W 以上	70 lm/W 以上	電球色	ビーム開き 90度未満の 反射形	-	50 lm/W 以上	Ra70 以上	30,000 時間以上
光源色	ランプ効率			演色性 (Ra)	定格寿命																				
	E26/E17 口金 GX53 口金	左記以外																							
昼光色	110.0 lm/W 以上	80 lm/W 以上	Ra70 以上	40,000 時間以上																					
昼白色																									
白色																									
温白色	98.6 lm/W 以上	70 lm/W 以上																							
電球色																									
ビーム開き 90度未満の 反射形	-	50 lm/W 以上	Ra70 以上	30,000 時間以上																					

※1 本項の判断の基準の対象とする電球形 LED ランプは、電球用ソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。

(7) 自動車

No.	品目	判断基準・配慮事項
64	乗用車※1	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動車等（※2）であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、表1の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）及び表2の燃費基準値を満たすこと。 ・エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・エコドライブ支援機能（※3）を搭載していること。
65	小型バス※4	<p>【判断基準】</p> <p>○次のとおり要件を満たすこと。</p> <p><基準値1> 電動車等であること。</p> <p><基準値2> 次世代自動車であること又は表2の燃費基準値を満たすこと。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表1の排出ガス基準に適合すること。</p> <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 ・資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・エコドライブ支援機能を搭載していること。
66	小型貨物車※5	
67	バス等※6	
68	トラック等※7	

※1 「乗用車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

※2 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。

※3 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

※4 「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう。

※5 「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう。

※6 「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう。

※7 「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。

※8 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

表1 ガソリン自動車又はLP ガス自動車に係る排出ガス基準

区分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08 モード	1.15g/km 以下	0.013g/km 以下	0.013g/km 以下
	WLTC モード	1.15g/km 以下	0.05g/km 以下	0.025g/km 以下
小型バス (1.7t 以下) 軽量貨物車	JC08 モード	1.15g/km 以下	0.025g/km 以下	0.025g/km 以下
	WLTC モード	1.15g/km 以下	0.05g/km 以下	0.025g/km 以下
小型バス (1.7t 超) 中量貨物車	JC08 モード	2.55g/km 以下	0.025g/km 以下	0.035g/km 以下
	WLTC モード	2.55g/km 以下	0.075g/km 以下	0.035g/km 以下
軽貨物車	JC08 モード	4.02g/km 以下	0.025g/km 以下	0.025g/km 以下
	WLTC モード	4.02g/km 以下	0.05g/km 以下	0.025g/km 以下

- 備考) 1 「軽量貨物車」とは、車両総重量 1.7t 以下の貨物自動車をいう。
 2 「中量貨物車」とは、車両総重量 1.7t 超 3.5t 以下の貨物自動車をいう。
 3 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。
 4 排出ガスの測定モードに即し JC08 モード又は WLTC モードのいずれかを満たすこと。

表2 車種別の燃費基準値

区分	燃費基準値
乗用車 (定員 10 人以下)	2030 年度燃費基準 80%達成車かつ 2020 年度燃費基準値達成車
小型バス (定員 11 人以上)	2015 年度燃費基準達成車
小型貨物車	2022 年度燃費基準 90%達成車
路線バス・一般バス トラック等	2025 年度燃費基準 95%達成車

(8) 消火器

No.	品目	判断基準・配慮事項
69	消火器※1	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 消化薬剤に、再生材料が重量比で 40%以上使用されていること。</p> <p>イ 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>

※1 対象は、粉末 ABC 消火器とする。(A：普通火災、B：油火災、C：電気火災)。

(9) 作業服類

No.	品 目	判断基準・配慮事項
70	作業服	<p>【判断基準】</p> <p>○繊維（天然繊維及び化学繊維）を使用した製品について、基準値1は①及び②から⑦のいずれかの要件を、基準値2は②から⑦のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p>イ. 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>②再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。</p> <p>③故繊維（※1）から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>④故繊維から得られるポリエステル繊維を除く、繊維製品（未利用繊維（※2）、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維（※3）を含む。）が、繊維部分全体重量比で 5%以上使用されていること。</p> <p>⑤再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ポリエステル繊維重量比で 50%以上、かつ、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、ポリエステルを除く繊維部分全体重量比で 5%以上使用されていること。</p> <p>⑥植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 30%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 12%以上であること。</p> <p>⑦エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

71	作業手袋	<p>【判断基準】</p> <p>○主要材料が繊維（天然繊維及び化学繊維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>②故繊維からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>③未利用繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用されていること。</p> <p>④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率（※4）が10%以上であること。</p> <p>⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>・未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。</p>
----	------	---

※1 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等をいう。

※2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リインター等)を再生した繊維をいう。

※3 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

※4 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

(10) 災害備蓄用品

No.	品目	判断基準・配慮事項
72	災害備蓄用飲料水 ※1	<p>【判断基準】</p> <p>①次のとおり要件を満たすこと。</p> <p><基準値1></p> <p>・賞味期限が10年以上であること。</p> <p><基準値2></p> <p>・賞味期限が5年以上であること。</p> <p>②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p>

No.	品 目	判断基準・配慮事項
73	アルファ化米	【判断基準】 ・賞味期限が5年以上であること。 ・製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
74	保存パン	
75	乾パン	
	※1	

※1 対象とする「災害用備蓄飲料水」、「アルファ化米」、「保存パン」、「乾パン」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。

(11) ごみ袋等

No.	品 目	判断基準・配慮事項
76	プラスチック製ごみ袋	【判断基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。 ア バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。 イ 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ウ 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。 エ プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ・シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。 ・バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。